

平成25年度からの配水管布設工事の入札参加資格について

平成25年度から、水道局及び下水道部の統合に伴い、次のとおり配水管布設工事に係る入札参加条件を変更します。

◎配水管布設工事に係る技術的条件

口 径	管 種	入 札 参 加 条 件		
		入札参加資格者名簿 登録業種	配水管技能者雇用条件 (1名以上)	配水管技能者の常駐 (1名以上)
φ 50mm 以下	配水管用ポリエチレン管 (HPPE)	管工事 ※呉市指定給水装置工 事事業者	配水管技能者 (HPPE) (平成25年度からの条件)	配水管技能者 (HPPE) ※管布設施工時
φ 50mm 超 φ 500mm 未満	ダクタイトイル 鑄鉄管 (DIP)	土木一式工事	配水管技能者 (耐震)	配水管技能者 (耐震) ※管布設施工時
	配水管用ポリエチレン管 (HPPE)	土木一式工事	配水管技能者 (HPPE) (平成25年度からの条件)	配水管技能者 (HPPE) ※管布設施工時
φ 500mm 以上	ダクタイトイル 鑄鉄管 (DIP)	土木一式工事	配水管技能者 (大口徑) (平成25年度からの条件)	配水管技能者 (大口徑) ※管布設施工時

[注] 特殊工法による配水管布設工事の場合は、上記表の技術的条件が異なる場合があります。

◎施工条件(特記仕様書に記載)

施 工 条 件	
共通条件	① 管布設は、これに適応した管種の技能者の施工とすること。 ② 付随するφ50mm配水管布設工事においては、配水管技能者(HPPE)の施工とすること。 ③ 付随する給水管切替工事においては、給水装置工事配管技能者の施工とすること。ただし、給水管口径がφ50mm超のときは、これに適応した管種の技能者の施工とすること。

◎注意事項

- + 配水管技能者を1名以上雇用していれば、複数の案件に入札参加が可能です。
(平成24年度から、在籍出向者は認めません。)
- + 配水管技能者の「常駐」を必要とする期間は、「管布設の施工時」です。
- + 管布設施工時に常駐する配水管技能者は、下請負者でも可能です。
- + 水道配水管用ポリエチレン管及び大口徑ダクタイトイル鑄鉄管の布設に係る配水管技能者の雇用条件を、平成25年度から付します。

[参考]

- 1 配水管技能者(耐震)とは、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的として、(社)日本水道協会(<http://www.jwwa.or.jp/>)が認定した資格をいいます。
- 2 配水管技能者(大口徑)とは、配水管技能者(耐震)の資格を得た者で口径500mm以上の耐震継手管の講習会を受講した者に付与される資格をいいます。
- 3 配水管技能者(HPPE)とは、配水管用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC:<http://www.politec.gr.jp/>)又はPOLITEC加盟メーカーの配管施工講習会の受講修了者をいいます。**POLITEC加盟メーカーによる講習会の場合、エレクトロフュージョン(EF)接合及びメカニカル接合実技、サドル付き分水栓の取付け及び穿孔の受講修了者であることが必要です。**
- 4 給水装置工事配管技能者とは、配水管から水道メータまでの給水装置工事について適切な技能を有する者として、(財)給水工事技術振興財団(<http://www.kyuukou.or.jp/>)が認定した資格をいいます。